

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2023年12月1日時点
～2023年12月31日		2024年1月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類)</p> <p>第3条 オープンコンピュータ通信網サービス(この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。)には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス</td> <td><u>利用回線</u>、DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの</td> </tr> <tr> <td>3 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス</td> <td><u>利用回線</u>、DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの</td> </tr> <tr> <td>5～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第23条 (略)</p>	種 類	内 容	1 削除	削除	2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>利用回線</u> 、DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの	3 削除	削除	4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>利用回線</u> 、DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの	5～6 (略)	(略)	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類)</p> <p>第3条 オープンコンピュータ通信網サービス(この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。)には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス</td> <td>DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの</td> </tr> <tr> <td>3 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス</td> <td>DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの</td> </tr> <tr> <td>5～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第23条 (略)</p>	種 類	内 容	1 削除	削除	2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの	3 削除	削除	4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの	5～6 (略)	(略)
種 類	内 容																								
1 削除	削除																								
2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>利用回線</u> 、DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの																								
3 削除	削除																								
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	<u>利用回線</u> 、DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの																								
5～6 (略)	(略)																								
種 類	内 容																								
1 削除	削除																								
2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの																								
3 削除	削除																								
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの																								
5～6 (略)	(略)																								

I P 通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2023年12月1日時点
~2023年12月31日	2024年1月1日~	

(第4種契約申込みの方法)

第24条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第4種契約の申込みを行っていただきます。

(1)~(2) (略)

(3) [利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

(4) [利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りませう。)

(5) (略)

(注) 本条第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表 ([利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限りませう。) に規定する事項のうち、当社が第4種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

第24条の2~第31条 (略)

第3節 (略)

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第44条~第45条 (略)

(第6種契約申込みの方法)

第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。

(1) (略)

(2) [利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

(3) [利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線に係る終端の場所

(4) [利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りませう。)

(5)~(6) (略)

(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表 ([利用回線](#)、D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限りませう。) に規定する事項のうち、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第4種契約申込みの方法)

第24条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第4種契約の申込みを行っていただきます。

(1)~(2) (略)

(3) D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

(4) D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りませう。)

(5) (略)

(注) 本条第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表 (D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限りませう。) に規定する事項のうち、当社が第4種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

第24条の2~第31条 (略)

第3節 (略)

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第44条~第45条 (略)

(第6種契約申込みの方法)

第46条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。

(1) (略)

(2) D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

(3) D S L 回線又は光アクセス回線に係る終端の場所

(4) D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りませう。)

(5)~(6) (略)

(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表 (D S L 回線又は光アクセス回線に係るものに限りませう。) に規定する事項のうち、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2023年12月1日時点
～2023年12月31日	2024年1月1日～	
<p>第47条 (略) (最低利用期間)</p> <p>第48条 共通編第11条(最低利用期間)に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスの<u>タイプ2</u>、<u>タイプ3</u>又は<u>タイプ4</u>の場合 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略) (回線収容部の変更等)</p> <p>第52条 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1の<u>タイプ2</u>、<u>タイプ3</u>又は<u>タイプ4</u>に係る者又はカテゴリー8に係る者に限ります。)は、<u>利用回線</u>、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>2 前項の届出により、その<u>利用回線</u>、DSL回線又は光アクセス回線について他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その<u>利用回線</u>、DSL回線又は光アクセス回線に係る第6種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>ただし、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第2項各号及び第47条(第6種契約申込みの承諾)各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>第52条の2～第59条 (略) 第5節～第6節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p>	<p>第47条 (略) (最低利用期間)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3又はタイプ4の場合 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略) (回線収容部の変更等)</p> <p>第52条 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1のタイプ3又はタイプ4に係る者又はカテゴリー8に係る者に限ります。)は、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>2 前項の届出により、そのDSL回線又は光アクセス回線について他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他そのDSL回線又は光アクセス回線に係る第6種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>ただし、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第2項各号及び第47条(第6種契約申込みの承諾)各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>第52条の2～第59条 (略) 第5節～第6節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p>	

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2023年12月1日時点
~2023年12月31日	2024年1月1日~	

第7章 通信

第87条 (略)
(料金適用上必要な事項の測定等)

第88条 削除

2 (略)

3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る接続利用者識別符号数(第4種契約者が指定する者が利用回線又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。)の測定等については、料金表第1表に定めるところによります。

4 (略)

第8章~第10章 (略)

別記

1~4 (略)

5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等

(1) (略)

(2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができるIP通信網契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種別	IP通信網契約者
VPN型	ア 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ2のプラン2又はタイプ6に係るものに限ります。)に係る者、カテゴリー3(タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)に係る者、カテゴリー8に係る者及びカテゴリー9に係る者を除きます。 イ~ウ (略)
UTM型	第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ2又はタイプ6に係るものに限ります。)に係る者、カテゴリー2(タイプ2に係るものに限ります。)に係る者及びカテゴリー3(タイプ2、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)に係る者を除きます。)

第7章 通信

第87条 (略)
(料金適用上必要な事項の測定等)

第88条 削除

2 (略)

3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る接続利用者識別符号数(第4種契約者が指定する者がDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。)の測定等については、料金表第1表に定めるところによります。

4 (略)

第8章~第10章 (略)

別記

1~4 (略)

5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等

(1) (略)

(2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができるIP通信網契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種別	IP通信網契約者
VPN型	ア 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ6に係るものに限ります。)に係る者、カテゴリー3(タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)に係る者、カテゴリー8に係る者及びカテゴリー9に係る者を除きます。 イ~ウ (略)
UTM型	第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ6に係るものに限ります。)に係る者及びカテゴリー3(タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)に係る者を除きます。)

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点
 ~2023年12月31日 2024年1月1日~

B B ルーター型	(略)
I P o E ルーター型	(略)

(3)~(17) (略)
 5の2~12 (略)

13 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、I P 通信網契約者（第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3若しくはカテゴリー8であって、[タイプ2](#)、[タイプ3](#)若しくは[タイプ4](#)に係る者に限ります。）又は第7種契約者（料金表第1表（料金）に規定するコースUに係る者に限ります。））に限ります。以下、13において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するD S L 回線、[光アクセス回線](#)又は[利用回線](#)（いずれも特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下13において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（I P 通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)

14 (略)

料金表
 通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第1 利用料金
 - 1 削除
 - 2 第4種契約に係るもの
 - 2-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

B B ルーター型	(略)
I P o E ルーター型	(略)

(3)~(17) (略)
 5の2~12 (略)

13 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、I P 通信網契約者（第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3若しくはカテゴリー8であって、[タイプ3](#)若しくは[タイプ4](#)に係る者に限ります。）又は第7種契約者（料金表第1表（料金）に規定するコースUに係る者に限ります。））に限ります。以下、13において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するD S L 回線又は[光アクセス回線](#)（いずれも特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下13において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（I P 通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)

14 (略)

料金表
 通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第1 利用料金
 - 1 削除
 - 2 第4種契約に係るもの
 - 2-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

～2023年12月31日

2024年1月1日～

(2) 細目に係る
料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の
態様による細目を定めます。

(ア) アクセス回線による区別

区 別	内 容
タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるもの
タイプ3	(略)
タイプ4	(略)
タイプ5	利用回線、DSL回線及び光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの

備考

- 1 (略)
- 2 カテゴリー1については、[タイプ2から](#)タイプ4に限り提供します。
- 3 カテゴリー2については、[タイプ2から](#)タイプ4に限り提供します。
- 4～9 (略)

(イ) アクセス回線の細目による区別 (略)

(ウ) I Pアドレス数による区別

区 別	内 容
プラン1	(略)
プラン2	(略)
プラン3	(略)
プラン4	(略)
プラン5	(略)

備考

(2) 細目に係る
料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の
態様による細目を定めます。

(ア) アクセス回線による区別

区 別	内 容
タイプ3	(略)
タイプ4	(略)
タイプ5	DSL回線及び光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの

備考

- 1 (略)
- 2 カテゴリー1については、[タイプ3と](#)タイプ4に限り提供します。
- 3 カテゴリー2については、[タイプ3と](#)タイプ4に限り提供します。
- 4～9 (略)

(イ) アクセス回線の細目による区別 (略)

(ウ) I Pアドレス数による区別

区 別	内 容
プラン1	(略)
プラン2	(略)
プラン3	(略)
プラン4	(略)
プラン5	(略)

備考

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

1 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ2		プラン1及びプラン2
タイプ3	(略)	(略)
タイプ4	(略)	(略)

2 (略)

(エ)～(ク) (略)

イ (略)

1 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ3又はタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ3		(略)
タイプ4		(略)

2 (略)

(エ)～(ク) (略)

イ (略)

(3) 利用料の適用

ア 削除
イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリ1のもの(プラン1のものに限りします。)

区 別		基本額適用数
タイプ2		20
タイプ3	(略)	(略)
タイプ4	(略)	(略)

(3) 利用料の適用

ア 削除
イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリ1のもの(プラン1のものに限りします。)

区 別		基本額適用数
タイプ3		(略)
タイプ4		(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

(イ) カテゴリー2のもの

区 別	基本額適用数
<u>タイプ2</u>	<u>300</u>
タイプ3 (コース1のもの)	(略)
タイプ4 (コース1及びコースNのもの)	(略)
タイプ4 (コースP1のもの)	(略)

ウ～エ (略)

(4)～(9) (略) (略)

(イ) カテゴリー2のもの

区 別	基本額適用数
タイプ3 (コース1のもの)	(略)
タイプ4 (コース1及びコースNのもの)	(略)
タイプ4 (コースP1のもの)	(略)

ウ～エ (略)

(4)～(9) (略) (略)

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア タイプ2のもの

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
<u>プラン1</u> <u>のもの</u>	<u>基本額</u>	<u>1の第4種契約者識別番号ごとに</u> <u>78,000円</u> <u>(85,800円)</u>
	<u>加算額</u>	<u>1の接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分</u> <u>3,900円</u> <u>(4,290円)</u>
		<u>接続利用者識別符号数が100を超える部分</u> <u>3,800円</u> <u>(4,180円)</u>
<u>プラン2</u> <u>のもの</u>	<u>1の利用者識別符号ごとに</u> <u>5,400円</u> <u>(5,940円)</u>	

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

- イ～ウ (略)
- (2) カテゴリー2のもの
- ア 削除
- イ タイプ2のもの

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
<u>基本額</u>	1の第4種契	390,000円
	約者識別番号	(429,000円)
	ごとに	
<u>加算額</u>	1の接続利用	1,300円
	者が識別符号数	(1,430円)
	ごとに	
	接続利用者識別符号	1,250円
	数が1,000を超える	(1,375円)
	部分	

- ウ～エ (略)
- (3)～(4) (略)
- 2-2-2 (略)
- 3 削除
- 4 第6種契約に係るもの
- 4-1 適用

区 分	内 容		
(1) (略)	(略)		
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区 別</td> <td>内 容</td> </tr> </table>	区 別	内 容
区 別	内 容		

- イ～ウ (略)
- (2) カテゴリー2のもの
- ア 削除
- イ 削除

- ウ～エ (略)
- (3)～(4) (略)
- 2-2-2 (略)
- 3 削除
- 4 第6種契約に係るもの
- 4-1 適用

区 分	内 容		
(1) (略)	(略)		
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区 別</td> <td>内 容</td> </tr> </table>	区 別	内 容
区 別	内 容		

～2023年12月31日

2024年1月1日～

タイプ2 [利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの](#)

タイプ3	(略)
タイプ4	(略)
タイプ6	(略)
タイプ7	(略)

備考

- 1～2 (略)
- 3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線による区別
カテゴリ1	タイプ2 からタイプ6
カテゴリ2	タイプ2 からタイプ4
カテゴリ3	タイプ2 からタイプ7
カテゴリ5	(略)
カテゴリ6	(略)
カテゴリ7	(略)
カテゴリ8	(略)
カテゴリ9	(略)

- 4 [タイプ2](#)からタイプ7までに係る通信 (IPoE方式による通信を除きます。) は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
- 5 カテゴリ1の[タイプ2からタイプ4まで](#)又はカテゴリ5については、[利用回線](#)、DSL回線又は光アクセス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができます。

タイプ3	(略)
タイプ4	(略)
タイプ6	(略)
タイプ7	(略)

備考

- 1～2 (略)
- 3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線による区別
カテゴリ1	タイプ3 からタイプ6
カテゴリ2	タイプ3 又はタイプ4
カテゴリ3	タイプ3 からタイプ7
カテゴリ5	(略)
カテゴリ6	(略)
カテゴリ7	(略)
カテゴリ8	(略)
カテゴリ9	(略)

- 4 [タイプ3](#)からタイプ7までに係る通信 (IPoE方式による通信を除きます。) は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
- 5 カテゴリ1の[タイプ3若しくはタイプ4](#)又はカテゴリ5については、DSL回線又は光アクセス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができます。

～2023年12月31日

2024年1月1日～

6 第6種契約者は、アクセス回線による区別の変更について、[タイプ2](#)、タイプ3又はタイプ4のうち、いずれか1のタイプから他のタイプへの変更に限り、請求することができます。

(イ)～(ウ) (略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係るI Pアドレス

区 別	内 容
プラン1	(略)
プラン2	(略)
プラン3	(略)
プラン4	(略)
プラン5	(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カテゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9 (カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別が[タイプ2からタイプ4](#)のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
タイプ2	プラン1及びプラン2
タイプ3	(略)
タイプ4	(略)

(オ)～(カ) (略)

イ (略)

6 第6種契約者は、アクセス回線による区別の変更について、タイプ3又はタイプ4のうち、いずれか1のタイプから他のタイプへの変更に限り、請求することができます。

(イ)～(ウ) (略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係るI Pアドレス

区 別	内 容
プラン1	(略)
プラン2	(略)
プラン3	(略)
プラン4	(略)
プラン5	(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カテゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9 (カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別が[タイプ3又はタイプ4](#)のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
タイプ3	(略)
タイプ4	(略)

(オ)～(カ) (略)

イ (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2023年12月1日時点
~2023年12月31日	2024年1月1日~	

<p>ウ 品目 (ア) <u>タイプ2のもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">64Kb/s</td> <td style="text-align: center;">最大64kbit/sまでの符号伝送が可能なものの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)~(ウ) (略)</p> <p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p> <p>ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (<u>タイプ2</u>、タイプ3若しくはタイプ4又はタイプ6のテレワーク・スタートバックプランに限ります。)には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算した最低利用期間があります。</p> <p>イ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種契約の解除があった場合は、第90条(定額利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、次に掲げる額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) <u>タイプ2</u>、タイプ3又はタイプ4の場合 残余の期間(第6種契約の解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)に対応する定額利用料に相当する額</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 第6種契約者 (<u>タイプ2</u>、タイプ3又はタイプ4に係る者に限ります。)は、最低利用期間内に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更(以下この欄において「品目等の変更」といいます。)があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間(変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>	品 目	内 容	64Kb/s	最大64kbit/sまでの符号伝送が可能なものの	<p>ウ 品目 (ア) <u>削除</u></p> <p>(イ)~(ウ) (略)</p> <p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p> <p>ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3若しくはタイプ4又はタイプ6のテレワーク・スタートバックプランに限ります。)には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算した最低利用期間があります。</p> <p>イ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種契約の解除があった場合は、第90条(定額利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、次に掲げる額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) タイプ3又はタイプ4の場合 残余の期間(第6種契約の解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)に対応する定額利用料に相当する額</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 第6種契約者(タイプ3又はタイプ4に係る者に限ります。)は、最低利用期間内に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更(以下この欄において「品目等の変更」といいます。)があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間(変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
品 目	内 容				
64Kb/s	最大64kbit/sまでの符号伝送が可能なものの				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

	エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るDSL回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のDSL回線又は光アクセス回線に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、 タイプ2 からタイプ4に係る第6種契約者(カテゴリー2、カテゴリー8及びカテゴリー9に係る者を除きます。)が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線(当社が別に定めるものに限り、)から定額制アクセスポイント(アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。)に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。 (注) (略)
(7)～(12) (略)	(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア [タイプ2のもの](#)

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
プラン1のもの	4,800円 (5,280円)
プラン2のもの	6,800円 (7,480円)

	エ ウの場合に、品目等の変更と同時にそのDSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るDSL回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のDSL回線又は光アクセス回線に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、 タイプ3 又はタイプ4に係る第6種契約者(カテゴリー2、カテゴリー8及びカテゴリー9に係る者を除きます。)が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線(当社が別に定めるものに限り、)から定額制アクセスポイント(アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。)に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。 (注) (略)
(7)～(12) (略)	(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア [削除](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

イ～オ (略)
(2) カテゴリー2のもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ2のもの	1,950円 (2,145円)
タイプ3のもの (略)	(略)
タイプ4のもの (略)	(略)

(3) カテゴリー3のもの
ア [タイプ2から](#)タイプ4のもの

(月額)

区 分	単 位	料金額
タイプ2のもの	1の契約ごとに	2,050円 (2,255円)
タイプ3のもの (略)	(略)	(略)
タイプ4のもの (略)	(略)	(略)

イ～ウ (略)
(4)～(8) (略)
4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額
(1) パターンA

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	(略)
追加利用するメールアドレスが2の場合	(略)
追加利用するメールアドレスが3の場合	(略)
備考	

イ～オ (略)
(2) カテゴリー2のもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ3のもの (略)	(略)
タイプ4のもの (略)	(略)

(3) カテゴリー3のもの
ア [タイプ3又は](#)タイプ4のもの

(月額)

区 分	単 位	料金額
タイプ3のもの (略)	(略)	(略)
タイプ4のもの (略)	(略)	(略)

イ～ウ (略)
(4)～(8) (略)
4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額
(1) パターンA

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	(略)
追加利用するメールアドレスが2の場合	(略)
追加利用するメールアドレスが3の場合	(略)
備考	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-6、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-6、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区分	料金額
利用するメールアドレスが1の場合	(略)
利用するメールアドレスが2の場合	(略)
利用するメールアドレスが3の場合	(略)
利用するメールアドレスが4以上の場合	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区分	料金額
利用するメールアドレスが1の場合	(略)
利用するメールアドレスが2の場合	(略)
利用するメールアドレスが3の場合	(略)
利用するメールアドレスが4以上の場合	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年12月1日時点

～2023年12月31日

2024年1月1日～

4-2-3～4-2-7 (略)

5～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 工事に係る費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。) に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		
ア イ以外に関する工事の場合		
(ア) (イ)から(カ)まで以外に関する工事の場合 (略)		
(イ) 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事の場合		
タイプ1に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに 7,000円 (7,700円)
	上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに 2,000円 (2,200円)
タイプ2からタイプ5までに関する工事の場合	ア～エ (略)	(略)

(ウ)～(カ) (略)

4-2-3～4-2-7 (略)

5～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 工事に係る費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。) に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		
ア イ以外に関する工事の場合		
(ア) (イ)から(カ)まで以外に関する工事の場合 (略)		
(イ) 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事の場合		
タイプ3からタイプ5までに関する工事の場合	ア～エ (略)	(略)

(ウ)～(カ) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2023年12月1日時点
～2023年12月31日		2024年1月1日～

<table border="1"> <tr><td>イ (略)</td></tr> <tr><td>(2)～(9) (略)</td></tr> <tr><td>備考 削除</td></tr> </table> <p>2-2 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>料金表別表1～料金表別表3 (略)</p>	イ (略)	(2)～(9) (略)	備考 削除	<table border="1"> <tr><td>イ (略)</td></tr> <tr><td>(2)～(9) (略)</td></tr> <tr><td>備考 削除</td></tr> </table> <p>2-2 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>料金表別表1～料金表別表3 (略)</p>	イ (略)	(2)～(9) (略)	備考 削除
イ (略)							
(2)～(9) (略)							
備考 削除							
イ (略)							
(2)～(9) (略)							
備考 削除							